

## 鹿沼市乳児等通園支援事業認可要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可（以下「認可」という。）及び認可の変更等について、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「法施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令第1号。以下「府令」という。）、鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可等を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、法施行令、法施行規則、府令、条例（以下「法等」という。）において使用する用語の例による。

### (認可申請)

第3条 設置認可申請者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付したうえで、市長へ提出するものとする。

### (設置の認可等)

第4条 市長は、前項の認可申請書について、法等に適合しているか審査を行い、認可する場合は乳児等通園支援事業認可承認通知書（様式第2号）により、認可しない場合は乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (社会福祉法人又は学校法人以外の者が事業の認可を受けようとする場合の要件)

第5条 法第34条の15第3項第1号に規定する経済的基礎は次の各号に規定する要件とする。

- (1) 乳児等通園支援事業を経営する者（以下「設置者」という。）が乳児等通園支援事業の経営に必要な1会計年度の経費の12分の1以上に相当する資産を、安全かつ容易に換金できる普通預金、当座預金等により有していること。
- (2) 設置者が他の事業を行っている場合については、乳児等通園支援事業以外の事業を含む設置者の全体の決算において、法施行規則第36条の36第1項の規定による認可の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の直近の3会計年度において連続し損失を計上していないこと。
- (3) 乳児等通園支援事業を賃貸借物件で行おうとする場合には、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。また、地上権又は賃借権を設定しこれを登記するか、若しくは賃貸借契約が安定的な事業運営が可能であると市長が認める内容となっていること。

2 法第34条の15第3項第2号に規定する社会的信望は次の各号に規定する要件とす

る。

- (1) 暴力団と関係を有していないこと
- (2) 乳児等通園支援事業及び保育事業において改善勧告を受けたことがある場合は、改善が行われたと認められており、かつ改善勧告を受けた日の属する年度から5年間に達する日の属する年度を経過していること。
- (3) 設置者が個人の場合にあっては、本市の個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税を滞納していないこと。設置者が個人以外の場合にあっては、個人の市民税（当該法人が鹿沼市税条例（昭和35年条例5号）第45条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。なお、市税の納付状況は、市長が設置者の同意を得た上で調査し確認するものとする。ただし設置者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合にはこの限りではない。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 法第34条の15第3項第3号に規定する要件は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業（以下、「保育所等」という。）において2年以上勤務した経験を有すること
- (2) 実務を担当する幹部職員が、前項の要件と同等以上の能力を有すると認められること
- (3) 経営者に社会福祉事業について知識及び経験を有する者が含まれること  
（構造及び設備の基準）

第6条 乳児等通園支援事業を行う場所の構造及び設備については、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の定めによるほか、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業を行う場所のある建物が昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の確認済証が交付された建物である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断又は同条第2項に規定する耐震改修を行い、地震に対する安全性の向上を図る必要がないと認められること。

（認可事項の変更）

第7条 設置者は、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（様式第4号）に必要な書類を添付し、あらかじめ市長に提出するものとする。

る。

- (1) 名称又は種類
- (2) 設置者が法人である場合にその法人格を有することを証する書類
- (3) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (4) 条例が引用する府令第16条に規定する重要事項（同条第3号に掲げるものを除く）
- (5) 設置者が法人である場合にはその代表者若しくは福祉の実務を担当する幹部職員
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項各号に規定する届出書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、審査結果を乳児等通園支援事業認可事項変更承認通知書（様式第5号）により設置者に対し通知するものとする。

（廃止又は休止）

第8条 設置者は、乳児等通園支援保育事業を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止しようとする日の1か月以上前までに乳児等通園支援事業廃止・休止申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、施設の廃止又は休止について、必要に応じて事情聴取及び実地調査等の協議及び審査を行い、その結果について乳児等通園支援事業廃止・休止審査結果通知書（様式第7号）により設置者に対し通知するものとする。

3 設置者は、休止した乳児等通園支援事業の運営を再開しようとする場合（次項による場合を除く）は、再開しようとする日の3か月以上前まで（休止期間が3か月未満の場合は、前項に規定する通知書の定める期限まで）に、乳児等通園支援事業再開承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 設置者は、再開にあたって認可事項に変更が生じる場合は、市長が指定する手続きを行わなければならない。

（命令・認可の取消し）

第9条 市長は、事業実施者が法又は法に基づく処分に違反したときは、事業実施者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう命じることができる。

2 市長は、事業実施者が前項に規定する命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることができる。その際、設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適性を期し難いと認める場合には、当該設置者にかかる乳児等通園支援事業の認可を取り消すことができる。

3 市長は、前項により認可を取り消す場合は、当該事業実施者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、市長は、当該事業実施者に対し、あらかじめ書面を以て弁明をなすべき日時、場所及びその取消しをなすべき理由を通知するものとする。

4 市長は、認可を取り消したときは、当該事業実施者に対し、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第9号）により通知する。

(乳児等通園支援の内容)

第10条 乳児等通園支援事業における支援は、府令第23条の規定を基本とし、特に以下に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実務を担当する幹部職員は、理想とする子ども像を明確にし、保育指針に定める全体的な計画を編成するとともに、指導計画を作成すること
- (2) 保育従事者は、児童一人一人を温かく受け入れ、心身の発育や発達の状況、生活リズム等に配慮し、保育日課に沿った保育を行うこと
- (3) 保育従事者は、児童の登所・降所時において、一人一人の健康状態（顔色、体温、皮膚の異状の有無、外傷等）の観察を行うこと
- (4) 保育従事者は、乳幼児突然死症候群（SIDS）や怪我等の予防に努めること
- (5) 保育従事者は、非常災害時における安全の確保に努めること
- (6) 保育従事者は、保護者と密接な連絡をとり、保育方針等について保護者の理解と協力を得るよう努めること

(給食)

第11条 乳児等通園支援事業において食事の提供を行う場合は、府令第15条の規定に加え、次に掲げる点を満たさなければならない。

- (1) 調理室または調理設備、調理、配膳、食器、食材の取扱い等について、適切な衛生管理を行うとともに、特に調理従事者の健康管理に注意すること
- (2) 給食は、調理後速やかに提供しなければならないこと。ただし、児童が給食時に睡眠している等、やむを得ない事情により速やかに提供できない場合には、適切な温度管理を行い、2時間以内に喫食させること
- (3) 献立表は事前に保護者に配付しなければならないこと

(苦情への対応)

第12条 事業実施者及び職員は、家庭的保育事業等を利用する児童、保護者又はその家族からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、苦情の受付先及び責任者について周知を図るなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

鹿沼市長 宛

（申請者）

所在地

氏名

### 乳児等通園支援事業認可申請書

下記のとおり乳児等通園支援事業を設置運営したいので、児童福祉法第34条の15第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたって、児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当していないことを誓約します。

#### 記

1. 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業                       余裕活用型乳児等通園支援事業

2. 乳児等通園支援事業の事業所の名称

3. 乳児等通園支援事業の事業所の所在地

4. 事業開始予定年月日

5. 定員

#### ※添付書類

- (1) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (2) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (3) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- (4) 職員名簿
- (5) 収支予算書
- (6) 乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類
- (7) 定款、寄附行為その他の規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

こ第 号  
令和 年 月 日

様

鹿沼市長 松井 正一 印

### 乳児等通園支援事業認可承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の設置運営については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により下記のとおり認可します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

#### 記

- 1 乳児等通園支援事業を実施する事業所の名称
- 2 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業  
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 乳児等通園支援事業を実施する事業所の所在地
- 4 定員 名
- 5 事業開始年月日

様式第3号（第4条関係）

こ第 号  
令和 年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

**乳児等通園支援事業認可不承認通知書**

令和 年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業認可申請については、下記により不承認としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

記

理由：

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

設置者

住 所

氏 名

### 乳児等通園支援事業認可事項変更届出書

児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可を受けた下記乳児等通園支援事業の認可事項について、別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

#### 記

- 1 乳児等通園支援事業を実施する事業所の名称
- 2 事業の種類  一般型乳児等通園支援事業  
 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 乳児等通園支援事業を実施する事業所の所在地
- 4 その他

様式第5号（第7条関係）

こ第 号  
令和 年 月 日

様

鹿沼市長 松井 正一 印

### 乳児等通園支援事業認可事項変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更申請のあった乳児等通園支援事業認可事項の変更については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により下記のとおり承認します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

#### 記

- 1 乳児等通園支援事業を実施する事業所の名称
- 2 事業の種類  一般型乳児等通園支援事業  
 余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 乳児等通園支援事業を実施する事業所の所在地
- 4 その他

様式第6号（第8条関係）

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

所在地  
設置者名  
代表者職氏名  
担当者氏名  
電話番号

### 乳児等通園支援事業廃止・休止申請書

令和 年 月 日付け第 号で認可を受けた乳児等通園支援事業について、  
廃止・休止の承認を受けたいので、鹿沼市乳児等通園支援事業認可要綱第7条第1項の規  
定により、下記のとおり申請します。

記

1 廃止・休止希望日 年 月 日

2 廃止・休止の理由

様式第7号（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

**乳児等通園支援事業廃止・休止審査結果通知書**

令和 年 月 日付けで申請のありました乳児等通園支援事業の廃止・休止について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 廃止期日又は休止期間

様式第8号（第8条関係）

令和 年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者 所在地  
法人名  
代表者職・氏名  
(法人以外にあっては住所及び氏名)

### 乳児等通園支援事業再開承認申請書

次のとおり事業の再開をしたいので、児童福祉法の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 施設の名称、種類及び位置

- (1) 名称
- (2) 種類
- (3) 所在地

2 設置主体、経営主体及び代表者氏名

- (1) 設置主体、経営主体
- (2) 代表者氏名

3 再開する年月日

令和 年 月 日

4 休止していた期間

5 その他

第9号様式（第9条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

### 乳児等通園支援事業認可取消通知書

令和 年 月 日付け第 号で認可した乳児等通園支援事業について、下記の理由により認可取消としたので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、行政不服審査法第4条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申し立てをすることができます。

#### 記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 事 業 実 施 者
- 4 認 可 取 消 の 理 由